

## 「福智町ホームページ広告事業実施要綱に係る運用基準」

### (趣旨)

第1条 この基準は、福智町ホームページ広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものであり、福智町（以下「町」という。）はこの基準に従って広告掲載の可否の判断を行うものとする。

### (広告主の範囲)

第2条 行政の品位を損なう恐れ又は町民に不利益を与える恐れのある業種や業者等及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の広告は掲載しない。

例：

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種及び風俗・営業類似の業種

消費者金融

賭博性が認められる業種や業者

社会問題を起こしている業種や業者

### (掲載しない広告)

第3条 掲載しない広告は、要綱第3条第1号から第11号までに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設の所在が不明確なもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (15) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (16) 寄付金の募集に関するもの

- (17)いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- (18)皇室の写真、紋章その他皇室関係のものを使用したもの
- (19)個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (20)社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (21)公的機関・行政機関から指名停止などの処分、行政指導を受け、その後も改善がなされていないもの
- (22)あたかも町が推奨しているかのような表現を含むもの又は町ホームページの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (23)町が推進している施策に反するもの
- (24)町の町税を滞納している者に係るもの
- (25)その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと町長が判断するもの

(広告の表現)

第4条 町ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、別途仕様書を定める。

附 則

- 1 この基準は、平成26年5月1日から施行する。